

知財法務の勘所Q & A（第109回）

不使用取消審判について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 高橋 友和

Q1 不使用取消審判とは何ですか？

A1 不使用取消審判とは、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことを特許庁に請求することができる制度です。不使用取消審判の請求人は利害関係人であることを要せず、誰もが請求することが可能です。また、不使用取消審判は、指定商品・役務の全てについて請求することも出来ますし、一部の指定商品・役務に対して請求することも可能です。

不使用取消審判は、商標登録を得ようとしている商標と類似する先行登録商標が存在する場合や商標権侵害を回避したい場合などに利用されます。全ての指定商品・役務が取り消されずとも、一部の指定商品・役務について取り消すことが出来れば審判請求に係る商標と非類似となる場合も多くあります。なお、本来取り消さなければならない指定商品・役務が審判請求の対象から漏れてしまった場合、せっかく取消審決を得ても類似関係が解消されませんので、どの指定商品・役務について審判請求の対象とするか、慎重に検討することが必要です。

Q2 せっかく商標登録を得たのに取り消されてしまうのは何故ですか？

A2 商標法の目的は、商標に化体した業務上の信用を保護し、取引秩序の維持を図ることです。登録商標が継続して使用されていない場合、保護すべき信用が発生していないと考えられます。また、商標登録はされていても、実際には使用されていない商標はストック商標といわれることもあります。企業として、使用していないストック商標を更新することでコストはかかるものの、今後使用する可能性があるのであれば、放棄せずに権利を存続させたいと思うのは一般的な考え方です。このようなストック商標は多数あると考えられています。しかしながら、ストック商標が存在することにより、ストック商標と同一又は類似する商標は出願しても拒絶されることとなりますので、第三者の商標選択の余地を狭めてしまうことになります。このような不利益を解消するため、不使用取消審判の制度が設けられています。

Q3 不使用取消審判を請求された場合、どのように対応すれば良いのでしょうか？